

玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例について

(平成27年7月1日施行)

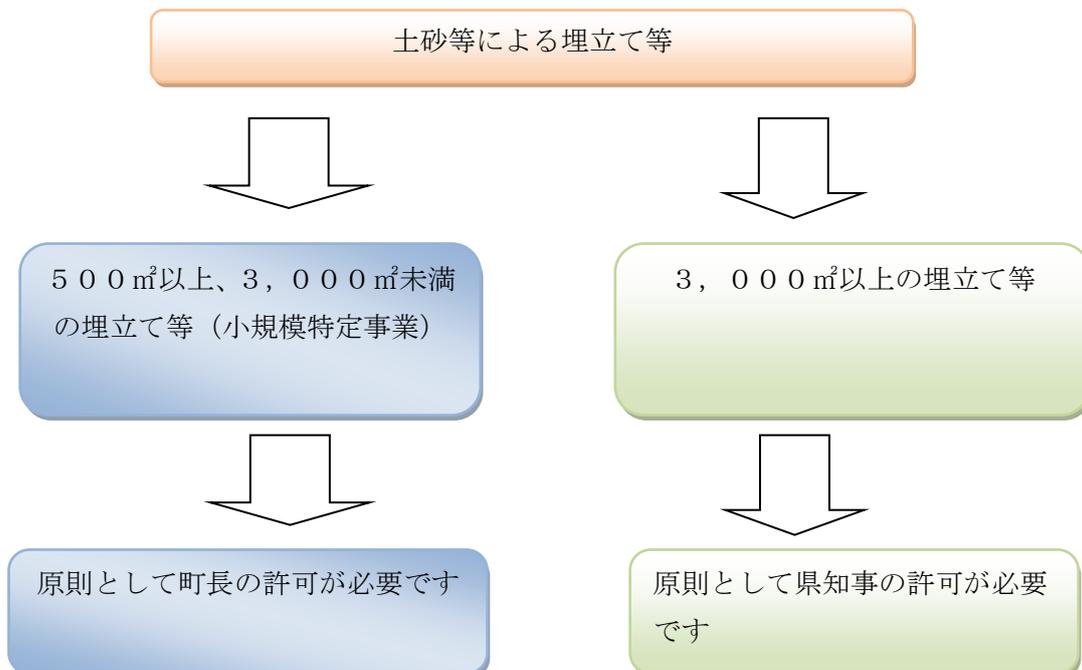
○条例制定の目的

近年、建設工事に伴い排出された土砂等による埋立て等について、周辺地域の住民から有害物質の混入や堆積された土砂等の崩落を心配する声が増えていて、土砂等による埋立て等を規制する条例が自治体により制定されています。

玉村町では、生活環境を保全するとともに、土砂災害の発生を防止するため、土砂等による埋立て等を規制する条例を制定しました。

○条例の概要

土砂等埋立等区域以外の場所から排出され、または採取された土砂等による埋立て等を行う事業を「小規模特定事業」とし、当該土砂等埋立等区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものについて、原則として町長の許可を受ける必要があります。



○土砂等とは

土砂及び土砂に混入し、または付着した物（廃棄物に該当するものは除きます。）

○埋立て等とは

土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積とします。（製品の製造または加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除きます。）

○例外的に許可が不要なもの

小規模特定事業のうち、以下については、許可が不要な行為とします。

- 1) 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、その事業を行う区域から排出され、または採取された土砂等によるもの
- 2) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等による埋立て等（委託し、または請け負わせて行うものを含む。）
- 3) 法令等の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって規則で定めるもの
- 4) この条例もしくは法令等またはこれらに基づく命令その他処分による義務の履行に伴う埋立て等
- 5) 災害復旧時の応急措置および通常管理行為として行う土砂等による埋立て等

○埋立て等のために搬入される土砂等の汚染の基準

埋立て等のために搬入される土砂等の汚染の基準は、環境基本法で定められている土壌の汚染に係る環境基準であり、28項目の有害物質の濃度の基準です。

○土砂等の埋立て等を行う事業者の方へ

土壌の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行わないよう努めてください。

また、災害防止に必要な措置を講ずる等、土砂等埋立等区域周辺地域の生活環境保全のための配慮をお願いいたします。

○土砂等を排出する方へ

土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等が拡散するのを防止するよう努めるとともに、排出する土砂等により埋立て等が適正に行われるよう、埋立て等を行う事業者にご協力してください。

○土地所有者の方へ

埋立て等へ自分の土地を提供しようとするときは、土壌の汚染や災害を生じさせる恐れがないことを十分に確認した上で提供してください。

また、埋立て等の状況を十分に把握し、異常や不審な点に気付いたら町へ連絡してください。

○事業の許可を取り消すことがあります

許可事業者が以下の事項に該当するときは、小規模特定事業の許可を取り消すことがあります。

- 1) 改善命令、事業停止命令または措置命令に違反した場合
- 2) 偽りその他不正の手段により小規模特定事業の許可または変更許可を受けた場合
- 3) 許可を受けた事業者が、暴力団関係者など欠格事由に該当した場合
- 4) 小規模特定事業の内容を許可を受けずに変更した場合
- 5) 搬入禁止命令に違反した場合

○罰則が適用されることがあります

措置命令に違反した者、無許可で小規模特定事業に該当する土砂等による埋立て等を行った者等は懲役刑、または罰金刑が科されることがあります。

また、この条例に定める届出、報告等を拒んだ者等は罰金刑が科されることがあります。

◇措置命令違反、無許可事業、無許可変更の場合

→ 2年以下の懲役または100万円以下の罰金

◇搬入禁止命令違反、改善命令違反、事業停止命令違反の場合

→ 1年以下の懲役または100万円以下の罰金

◇搬入事前届出義務違反、地位継承届出義務違反、帳簿記載義務違反、帳簿記載事項定期報告義務違反、土壌検査・水質検査結果報告義務違反、報告徴収応答義務違反、立入検査忌避の場合

→ 50万円以下の罰金

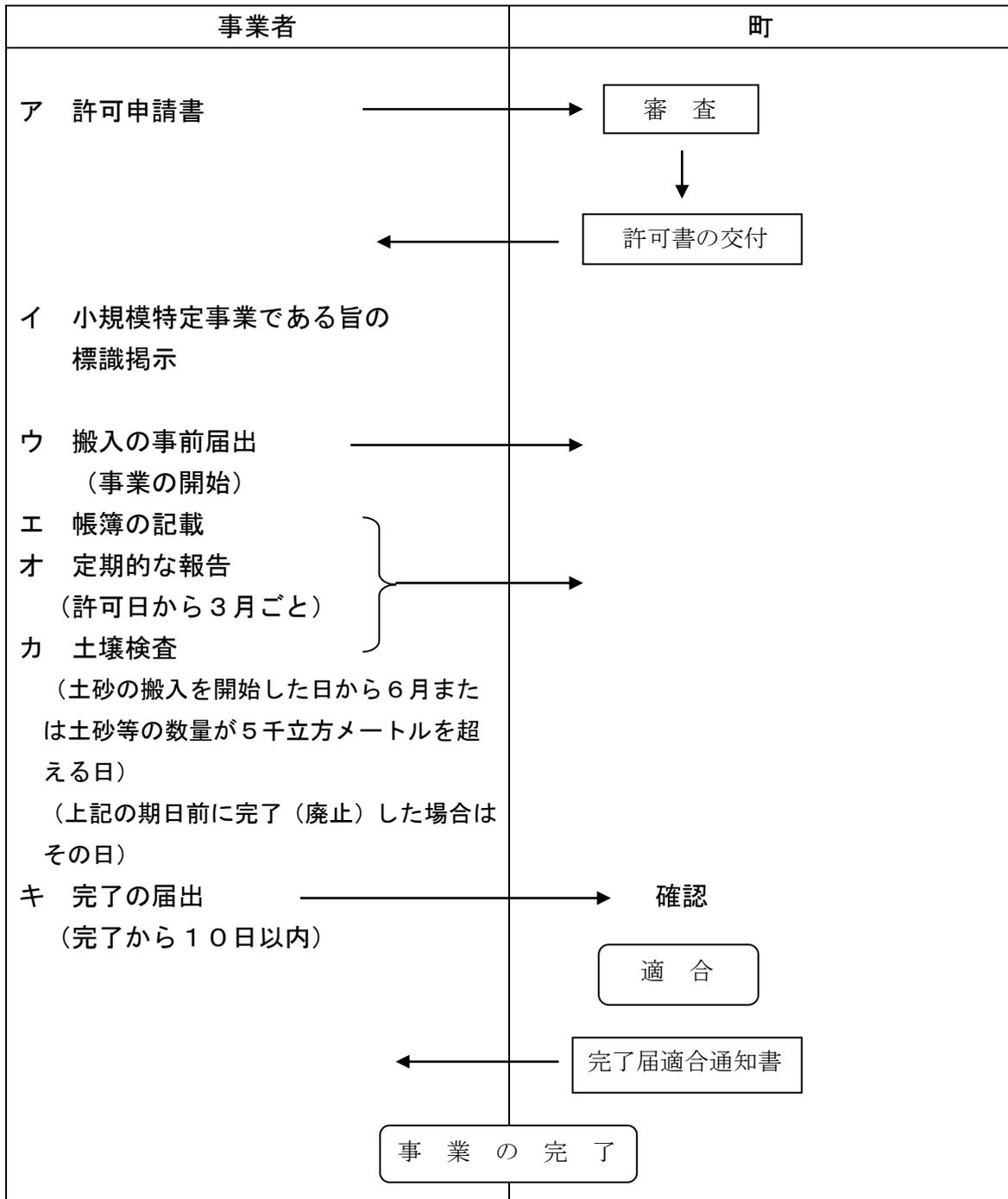
◇軽微変更届出義務違反、事業完了等届出義務違反、書類等保存義務違反

→ 30万円以下の罰金

○許可申請手続きについて

申請者（事業者）は、土砂等の埋立て等に関する計画（事業計画）について許可申請をしてください。

1 許可申請から完了までの手続き（フロー）



2 許可申請書等の添付書類について

届出書等の種類	添付書類	備考
許可申請書 (様式第2号)	1) 小規模特定事業区域の位置を示す図面 2) 小規模特定事業区域の付近の見取図 3) 土砂等埋立等区域の見取図 4) 条例第7条第1項に規定する許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が個人である場合にあつては、申請者の住民票の写し及び印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書をいう。） 5) 申請者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書、法人の役員の全員の住民票の写し及び印鑑証明書（登記官が作成する印鑑に関する証明書をいう。） 6) 申請者が小規模特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあつては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類 7) 小規模特定事業の施工が請負によって行われる場合にあつては、当該請負の契約書の写し 8) 施工管理者の住民票の写し 9) 小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書 10) 小規模特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図 11) 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書	手数料：3万円 提出部数：2部

	<p>12)埋立て等をする土砂等の予定容量計算書</p> <p>13)条例第8条第2号の定める技術上の基準にしたがって、土砂等による埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行うときは、当該安定計算を記載した書面</p> <p>14)擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。）</p> <p>15)雨水等を適切に排水しなければ埋立て等をした土砂等が流出し、又は崩落による災害が発生するおそれがある場合にあつては、当該小規模特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面</p> <p>16)法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあつては、小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類</p> <p>17)前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p>	
<p>小規模特定事業である旨の標識掲示 (様式第15号)</p>		<p>土砂等の搬入を行っている期間 区域内の公衆の見やすい場所へ掲示</p>
<p>搬入の事前届出 (様式第6号)</p>	<p>①土砂等排出元証明書 (様式第7号)</p> <p>②土壌検査の試料を採取した位置図</p> <p>③土壌検査の試料を採取した現</p>	<p>土砂等の排出場所ごと、及び同一の排出場所から搬入する量が5千立方メートルを超えるごと。</p>

	場写真 ④検体試料採取調書 (様式第8号) ⑤土壌検査証明書 (様式第9号)	土砂等の搬入をしようとする日の10日前までに提出する 提出部数：1部
帳簿の記載 (様式第16号)		土砂等の搬入日ごとに記載する
定期的な報告 (様式第17号)	小規模特定事業施工管理台帳 (様式第16号)	3ヶ月ごとに町に報告する 提出部数：1部
土壌検査	小規模特定事業区域内土壌検査等報告書(様式18号) 土砂等の採取地点位置図 現場写真 検体試料採取調書 (様式第8号) 土壌検査証明書 (様式9号) 水質検査証明書 (様式19号)	6ヶ月を経過する日又は搬入した土砂等の数量が5千立方メートルを超える日のいずれか早い日ごとに実施する 上記の期日前に搬入が完了(廃止)した場合はその日とする 提出部数：1部
完了の届出 (様式第11号)		土砂等の搬入を完了(廃止)した場合 完了(廃止)日から10日以内 提出部数：1部

問い合わせ先・申請書等提出先

玉村町役場

環境安全課環境政策係

〒370-1192

群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地

電話0270-65-2511(代表)

0270-64-7708(直通)

FAX0270-65-2592